

令和 6 年 6 月 6 日現在

機関番号：12701

研究種目：若手研究

研究期間：2020～2023

課題番号：20K13510

研究課題名（和文）アメリカにおける「租税支出」と「納税者の同意」の関係の歴史的研究

研究課題名（英文）Tax Expenditures and Taxpayer Consent in the United States from Historical Perspective

研究代表者

茂住 政一郎（Mozumi, Seiichiro）

横浜国立大学・大学院国際社会科学研究院・准教授

研究者番号：50757094

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,500,000円

研究成果の概要（和文）：本研究課題では、アメリカ連邦政府による「租税支出」の概念の構築と連邦税制、納税者の評価の関係が、いかにして今日のアメリカ連邦財政、納税者の同意調達力、および財源調達能力に影響を与えたかを分析した。この研究の結果、低所得層の抱える租税負担の不公平感と負担感の高まり、インフレーションに伴う直接的な給付の難しさを背景として、租税支出が活用される歴史を明らかにした。しかし同時にその選択が、政府の財源調達力、新たな税を導入することの難しさ、および政府が財政を通じて社会経済的課題に対処する柔軟性を損なってきたことを、本研究課題は明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

研究成果の学術的・社会的意義として、ほぼ先行研究では等閑視されていた「政策の受け手」の視点を財政史研究や財政理論に取り込む重要性を提起したこと、未公開資料を活用した新たな史実の発掘、政策の受け手が何を「公正」と捉えるかが、財政理論や実際の政策形成の場面で考慮されるべき事柄であるということを示したことが挙げられる。とりわけ、租税支出のような、特定の条件を満たす場合に適用される租税優遇措置は、政府と納税者（人々）のつながりを弱め、政府に対する人々の信頼や財政運営に対する信認を得にくくすること、その結果、人々が財政政策を公正と見做しにくくなることを明らかにした点が重要である。

研究成果の概要（英文）：This research project first examined how and why the U.S. federal government coined the concept of "tax expenditure." It also examined the historical interactions among the concept of tax expenditure, the U.S. federal tax reforms, and the U.S. taxpayers' evaluation of the reforms. Thirdly, this research project considered how and why the historical interaction has formed today's institutions and conditions of the U.S. federal public finance, its ability to obtain taxpayers' consent to the federal tax reform and to raise tax revenue. The principal researcher found that the use of tax expenditures has been encouraged by the rise of low- and middle-income taxpayers' sense of tax injustice and the federal budget squeeze provided by inflation and the deficit expenditures expansion. The principal researcher also demonstrated that this choice has undermined the extractive capacity, the possibility of introducing new taxes, and the fiscal flexibility of the federal government.

研究分野：財政学、財政社会学、アメリカ財政史

キーワード：財政学 財政社会学 アメリカ財政史 租税支出 納税者の同意

1. 研究開始当初の背景

本研究には三つの学術的背景があった。第一に、納税者の租税負担を軽減する租税優遇措置を「税負担軽減を通じた納税者に対する給付」と捉える「租税支出」に依存してきたアメリカ連邦財政の歴史的特質が、租税支出を政府からの給付と感じさせておらず、富裕層への逆再分配制度となり、税収の縮小と財政支出による給付の困難、納税者の政府に対する信頼の喪失、社会統合を行う国家財政の機能不全を引き起こしてきたという指摘である。

第二に、特定の税制の下での自らの税負担を納税者が容認する「納税者の同意」の調達と国家の財源調達能力の関係への関心が高まっており、「納税者の同意」の調達と各国財政制度の有り様、それらを制約する政治・経済・社会的状況の歴史的關係の分析、アメリカ連邦財政については、「租税支出」への依存とそれに伴う上述の問題が、1970年代半ば以降、納税者が連邦税制や自らの税負担に反発し、減税を要求する等の行為を行う「納税者の反乱」を頻発させ、連邦政府による「納税者の同意」の調達が困難にしてきたことが指摘されてきた。

第三に、以上の学術的背景の下、研究代表者はすでに、1960年代から90年代の連邦税制改正の歴史分析を行い、(1)1964年税制改正が「租税支出」を中心とした減税措置が利益分配の手段として利用される契機であったこと、(2)1960～80年代において、連邦税制改正による「租税支出」の縮小・廃止が連邦議員やその支持母体の利益を損なうことを意味していたため困難であり、逆に「租税支出」が税制改正成立のための政治的妥協の手段として頻繁に活用されたこと、(3)1970年代以降の緊縮財政期において、政治的多数派かつ主たる財源手段者である「中間層」の支持調達が目的とした「租税支出」の頻繁な拡充が結果的に、富裕層に偏った税負担軽減、連邦政府の税収調達能力の弱体化と給付の縮小、アメリカ連邦財政を通じた社会統合機能の麻痺と納税者の政府に対する信頼の喪失をもたらしたことを明らかにしていた。

しかし、残された課題も明確であった。第一に、以上の研究では、財源調達と「納税者の同意」調達の関係が重視される中、税制改正の結果形成された税制に対する納税者の評価がその後の税制改正案に与えた影響が問われていなかった。第二に、先行研究では、「納税者の反乱」が頻発し始める1970年代半ば以前の連邦税制改正案が連邦税制に対する納税者の評価を勘案していたか否かが分析されていなかった。第三に、1970年代前半までの連邦税制改正による「租税支出」の縮小・廃止の失敗に対する納税者の評価、「納税者の反乱」の発生、「租税支出」への依存の進行の関係を問う研究は管見の限り皆無であった。

2. 研究の目的

そこで研究代表者は、第二次世界大戦後から1970年代前半までの連邦税制改正が「租税支出」の縮小・廃止に失敗したことによって形成された連邦税制とそれに対する納税者の評価が、1970年代半ば以降の「納税者の反乱」の頻発、その後のアメリカ連邦財政の「租税支出」への依存、財源調達と「納税者の同意」の調達が困難なアメリカ連邦財政の歴史的特質の形成につながったのはなぜかを、本研究課題の核心をなす学術的問いに設定した。

この問いと上で述べた研究開始当初の背景から、研究代表者は本研究の目的を、(1)第二次世界大戦後から1970年代前半までの連邦税制改正の結果とそれに対する納税者の評価が、1970年代半ば以降の「納税者の反乱」の頻発と「租税支出」への連邦財政の依存をもたらした歴史的要因を明らかにすることを通じて、財源調達と「納税者の支持」調達が困難なアメリカ連邦財政の歴史的特質をもたらした歴史的・制度的要因を明らかにすること、(2)その分析結果を踏まえ、「納税者の同意」と財源双方の調達が可能とする税制改正のあり方という政策論的含意を導出することに定めた。

3. 研究の方法

研究代表者は、第二次世界大戦後から1970年代前半のアメリカ連邦税制改正について、(1)「租税支出」の整理・廃止の失敗とその結果に対する納税者側の評価、(2)政策立案者側の(1)に対する勘案の有無、(3)1970年代半ば以降の「納税者の反乱」発生と「租税支出」への依存の進行の歴史的要因について、米国内の大統領図書館、米国立公文書館等の所蔵する連邦政府や大統領顧問、議員、税に関する市民団体等の未公開資料を用いた歴史実証分析を行うことを、本研究課題の方法として採用した。

4. 研究成果

2020年度は、本課題が重視する視点の一つである、アメリカ連邦政府による「租税支出」の概念の構築と連邦税制、納税者の評価の関係について、1960年代半ば、租税優遇措置の富裕層への不公平な偏りの是正を目的として、財務省内部で租税優遇措置を「租税支出」と読み替える概念が構築された歴史的脈の下で1969年に行われた連邦税改正の政策決定過程とその現代的意義についての研究を行なった。この研究の結果、(1)1969年連邦税制改正は租税支出の概念に従って、連邦税制の不公平性をもたらしていた租税優遇措置を一定程度縮小・廃止し、垂直的・水平的公平性を高めたこと、(2)低所得層向けの租税負担軽減措置の組み合わせにより、

連邦税制の不公平性と負担感の重さに反発を高めつつあった彼らの同意を取り付けることが試みられていたこと、(3)しかし、インフレーション抑制を目的として、この税制改正との組み合わせで行われた時限的な所得税の付加税率の適用が、(2)の効果打ち消し、むしろ苦しむ中間層向けの増税としての側面を持って69年税制改正が成立したこと、(4)そのことが1960年代半ばに高まりつつあった租税抵抗を抑えることに失敗し、むしろその動きを加速させた可能性があることを明らかにした。以上の研究結果は、(1)第二次世界大戦後から1970年代前半にかけての連邦税制に対する納税者の不満と要望、(2)連邦税制改正案による(1)についての勘案の有無、(3)1970年代前半までの税制改正の結果をもたらした「納税者の反乱」発生につながった歴史的・制度的要因を、未公開資料を活用した歴史実証分析によって明らかにするという本研究課題の一部となるとともに、主に(3)を行う重要性をより一層高めるものであった。

2021年度は、2020年度に行なった上記の研究を論文にまとめ、査読付学術雑誌に投稿、掲載することに取り組んだ。その結果、以上の研究を英語でまとめた論文が、*Social Science History* (IF=0.818 in 2020) に、査読の結果、掲載された(2022年2月刊行)。

2022年度は、2021年度までに行なった研究をさらに発展させるため、研究の対象の時期を広げ、1970年代半ばから後半の連邦税制改正とそれに対する納税者の評価、その相互作用が1980年代のアメリカ連邦財政運営に与えた影響を分析することを課題に据えた。この課題に応える研究を行うため、2022年度は、必要な資料収集とその整理、消化を行った。これにより、次年度において、この課題に関する研究論文を執筆するための準備が整った。具体的には、(1)1970年代前半から一貫して、連邦税制の不公平性をもたらしていた租税優遇措置を一定程度縮小・廃止し、垂直的・水平的公平性を高める税制改正が課題となっていたこと、(2)インフレーションの激化と経済停滞の重なりが発生し、その要因を民間貯蓄の小ささと資本投資の小ささに求める分析が影響力を持ったこと、(3)その一方で、以上の経済状況が低所得層向けの負担を著しく増していたこと、(4)そのことがむしろ、租税負担軽減措置による低所得層の租税負担軽減と、資本所得に対する優遇措置を中心として、貯蓄・資産所得優遇と資本投資促進を目論む主張が力を持ったこと、(5)そのことが租税優遇措置のもたらす不公平性の解消をもたらす税制改正より優先されたことが明らかとなった。これにより、次年度において、収集した資料の消化とそれを通じた歴史実証分析を一層推し進める必要があるものの、研究論文の方向性や実証分析や活用する必要のある資料の確認など、次年度の研究成果につながる成果を上げることができた。

2023年度は、2022年度の研究実績に基づき、1970年代末の連邦税制改正とそれに対する納税者の評価の歴史的研究に加え、同様の分析視角を1980年代のアメリカ連邦税制改正の歴史分析に適用し、研究を進めた。2023年度は、これまで収集した資料の整理、消化を完了させ、この課題に関する研究論文の執筆に取り掛かった。そこで明らかにしたことは、(1)1970年代前半から一貫して、連邦税制の不公平性をもたらしていた租税優遇措置を一定程度縮小・廃止し、垂直的・水平的公平性を高める税制改正が課題となっていたこと、(2)その一方で、インフレーションの激化と経済停滞の重なり(いわゆるスタグフレーション)が発生する中、その要因が、欧州諸国や日本と比較して小さな民間貯蓄や資本投資にあるとする見方が政治経済的に影響力を持ったこと、(3)その状況下で、租税負担軽減措置による低所得層減税と、資本所得に対する租税優遇措置を中心として、貯蓄・資産所得優遇と資本投資促進を目論む主張が力を持ったこと、(4)1980年代初めにそれらの主張に沿った税制改正が実現したが、そのことが連邦財政赤字の爆発に繋がったこと、(5)その後、租税優遇措置の縮小・廃止をもたらす税制改正を通じた財政健全化の一方、税率引き下げの経済中立性を強調したその後の税制改正の課題となっていたことを明らかにした。以上の研究成果を研究論文にまとめ、海外の査読付き学術雑誌に投稿する準備を進める段階で、研究期間を終了した。今後一年以内に投稿を完了させる予定である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 Mozumi Seiichiro	4. 巻 46
2. 論文標題 Tax Expenditures and the Tax Reform Act of 1969 in the United States	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 Social Science History	6. 最初と最後の頁 93 ~ 118
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.1017/ssh.2021.41	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 茂住 政一郎
2. 発表標題 The Origins of a Fiscal Outlier: The Abandonment of a Federal VAT in the Nixon Presidency
3. 学会等名 日本財政学会第79回大会
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

掲載論文"Tax Expenditures and the Tax Reform Act of 1969 in the United States"で、第32回租税資料館賞（論文の部）入賞を果たした。
--

6. 研究組織

氏名 （ローマ字氏名） （研究者番号）	所属研究機関・部局・職 （機関番号）	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------